

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成 2 年上市町規則第 2 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、上市町木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による地震に対する木造住宅の安全性の診断をいう。
- (2) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画及び補強方法による地震に対する木造住宅の補強のための改修をいう。
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が 1.0 未満の住宅について主たる居室等の住宅の一部に限定して行う耐震改修で、町長が別に定める技術基準に適合するものをいう。
- (4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が 0.7 未満の住宅について段階的に行う耐震改修で、当該総合判定を 0.7 以上 1.0 未満とするものをいう。
- (5) 住宅 一戸建ての住宅をいい、店舗などの用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。
- (6) 旧基準木造住宅 次に掲げる要件の全てを満たす住宅その他町長が認める住宅をいう。

ア 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したものであること。

イ 木造で階数が 2 以下のものであること。

ウ 在来軸組工法によるものであること。

(補助金の交付)

第 3 条 町長は、地震発生時における町内の木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的として、個人が行う次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(対象経費)

第 4 条 対象経費は、次の各号のいずれかに該当する経費及び当該耐震改修のための計画策定に要する経費とする。

- (1) 次の第 2 号から第 5 号までの耐震改修のための計画策定に要する経費

- (2) 耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、当該総合判定を 1.0 以上とする耐震改修に要する経費。ただし、次号に規定する部分耐震改修に要する経費に対する補助金の交付を受けた住宅については、この限りでない。
 - (3) 耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修に要する経費
 - (4) 耐震診断において総合判定が 0.7 未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修に要する経費
 - (5) その他町長が認める耐震改修に要する経費
- (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象経費に応じ、当該各号に定める額を上限として、町長が定める額とする。

- (1) 前条各号の経費 対象経費の額に 5 分の 4 を乗じて得た額（この額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と 1,200,000 円とのいずれか低い額
- (2) 前条の計画策定に要する経費 対象経費の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（この額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と 200,000 円とのいずれか低い額

- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、段階的耐震改修を終えた後に実施する耐震改修又は部分耐震改修に要する対象経費に係る補助金の額は、当該対象経費の額に 5 分の 4 を乗じて得た額（この額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と 1,200,000 円から既に当該段階的耐震改修に要する対象経費につき交付を受けた補助金の額を控除した額のいずれか低い額を上限として、町長が定める額とする。

(交付申請書の添付書類)

第 6 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）とし、当該申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 2 第 4 条第 1 号から第 5 号に添付する書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 対象経費に係る住宅の位置図
- (3) 改修工事前の一般診断法表等
- (4) 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- (5) 耐震改修計画策定費及び工事費等見積書
- (6) 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 対象経費の額又は内容を変更しようとするときは、速やかに町長に申請し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助金の交付に係る耐震改修を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けること。

(3) その他町長が必要と認める条件

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、対象経費の額の20パーセント未満の変更（補助金の額の増額を伴う変更を除く。）とする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町木造住宅耐震改修支援事業費補助金実績報告書（様式第3号）とし、当該申請の際は次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

2 第4条第1号から第5号に添付する書類

(1) 事業実績書（様式第4号）

(2) 改修工事後の一般診断法表等

(3) 耐震改修計画策定及び工事請負契約書の写し

(4) 耐震改修計画策定及び工事に要した費用の支払が確認できる書面の写し

(5) 補強部位の写真

(6) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年5月9日告示第26号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第2条第5号エの改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第4号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第30号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日告示第45号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の上市町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日告示第 14 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 24 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日告示第 33 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の上市町木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱に規定する木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。